

中川事務所新聞

第 1 4 1 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【マイナンバー提供拒否への対応】

マイナンバーが順次送られてきています。今後は業務の一環として従業員等からマイナンバーの提供を受ける場面が発生します。しかし、その提供を従業員等に拒まれた場合どうすればいいの？各行政機関のQ&Aをまとめてみました。

であることを周知し、提供を求めてください。それでも提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください」

「個人番号カードの取得は強制ではない。取得せずとも不利益はない」

「従業員から番号提出を拒否された記録がなくても罰則はない」

(裏面に続く)

【12月の事務予定】

- ・12月決算法人期末実地棚卸
- ・9月決算建設業決算変更届
- ・10月決算法人確定申告&納税
- ・4月決算法人中間申告&納税
- ・クリスマス
- ・大掃除

～お知らせ～

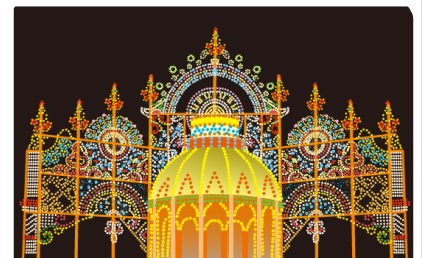
- ・12/29～1/4まで休業させていただきます。
- ・1月号中川事務所新聞はお休みです。

内閣官房のよくある質問の回答

「社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められた義務

国税庁の国税分野のFAQの回答

「法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。



知ってお得！？法律雑学

Q. 古新聞は、読み終わった新聞をゴミとして出したもの、つまり誰のものでもないのに、勝手に持ち去っても問題ないですよね？

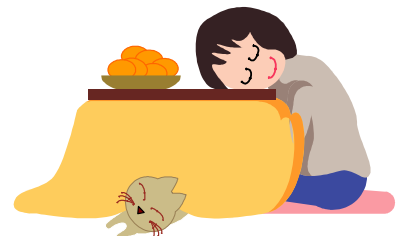
A. 窃盗罪になる可能性があります。

市区町村や自治会などが古新聞を回収し、その売却代金

を収入としている場合、古新聞の勝手な持ち去りは、その収入を圧迫することになります。また、委託を受けた回収業者への圧迫ともなります。

そこで、市区町村は条例で捨てられた新聞の所有権は当該市区町村にあると定め、これを持ち去ることは市区町村の財産権を侵害したものと

して、窃盗罪を当てはめて規制する方法をとるところが増えています。つまり、ゴミ置き場から持ち出しても犯罪になる可能性大です。



トピックス

(表面からの続き)

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個

人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません」

「確定申告書に番号未記載でも受理し、罰則や不利益はない。番号を扱わないことで国税上の罰則や不利益はない」

雇用保険業務等に係るQ&Aの回答

「雇用保険手続の届出にあたって個人番号を記載することは、事業主においては法令で定められた(努力)義務であることをご理解いただいた上で、従業員から個人番号の提供を求めることとなりますが、仮に提供を拒否された場合には、個人番号欄を空白の状態

で用保険手続の届出をしていただくことになります。

その上で、再度、従業員から個人番号の提供を求めた上で、個人番号の提供があった場合には、所定の様式により提出していただくことになります」

「労働保険の書類に番号の記載がなくても受理する。罰則や不利益はない」

各社ともしっかりした対応方針を持ち、外部に漏れるという最悪の事態は絶対回避しましょう。



先月愛車を手放しました。車齢9年、償却が終わって簿価1円ながら、誰が見ても手入れの良さに感心されていました。しかしながら、今月を過ぎると値がつかなくなるので已む無く売却しました。売ろうと思った朝に査定、夜には引き揚げられるというあっけない幕切れでした。
12月というのに気温が高めで師走という感じがしません。季節感の無さに油断していると思われぬ落とし穴があるかもしれません。気を引き締めて今年を終えましょう。本年もお世話になりました。

あとがき

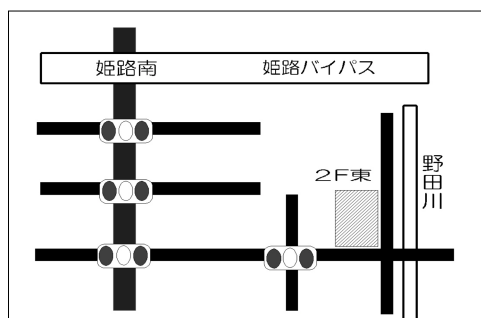
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp